

## 平成28年度行政評価委員会 議事要旨

会議名	第2回葛飾区行政評価委員会第一分科会
開催日時	平成28年7月6日(水) 午後2時から4時
開催場所	葛飾区役所新館5階 庁議室
出席者	【委員6人】 大石会長、石井委員、江川委員、折登委員、谷本委員、望月委員 【欠席1人】 佐々木委員 【区側6人】 事務局(経営改革担当課長、事務局職員2人) 防災課(地域防災担当課長、防災課長、地域防災係長)

### 会議概要

#### 1 開会

#### 2 事務事業の概要説明及びヒアリング

##### <基本情報の説明>

- 大石会長 : 私は普段使用している駐車場に街路消火器が設置してあるため、区内各所に街路消火器が設置されていることについて知っていたが、必ずしも区民の認知度は高くはないと思う。
- A委員 : 奥戸地区で消防団の団長を務めている方から、転入されてきた方に自治町会費の集金を行うのに併せて、街路消火器の設置の協力をお願いしていると聞いた。そのことは大変素晴らしいことだと思う。このような活動は、区からお願いをしていることなのか。
- 防災課 : 土地所有者が変わった場合、土地所有者から消火器の撤去の要望がある場合も少なくない。そういったことから街路消火器は減少傾向にある。区は街路消火器の設置本数を維持するためにも、自治町会に代替地の確保等をお願いしている。そのような活動が行われていることは、各自治町会で精力的に協力をいただけている現れであると思う。
- B委員 : 自宅の近隣では街路消火器を見たことがない。そのように考えると、地域

内の街路消火器の設置場所を把握している区民は必ずしも多くはないと考える。

大石会長 : そのような現状にあることについても答申に盛り込んでいくべきであると考えている。

C委員 : スタンドパイプは街路消火器とは違う消火器具なのか。

防災課 : スタンドパイプは水道の圧力を利用して消火を行う器具である。消火栓にスタンドパイプを接続し、ホースを取り付けて消火を行うものである。街路消火器よりも重量はあるが、その分、消火能力が高い。

また、消防団では、軽可搬式ポンプ使った訓練を行っている。

D委員 : 私は自治町会で防災部として活動している。私の自治町会では地域内で街路消火器の設置場所を共有できている。また、耐用年数が経過した街路消火器についての取替えを行うなど、自主管理を行っている。

大石会長 : 消防訓練も行っているのか。

D委員 : 行っている。堀切地区は防災意識が高く、防災活動が盛んな地区である。防災訓練については、毎年、各自治町会で実施している他、地区内の自治町会合同でも実施している。その他、地区内に2か所ある防災活動拠点の管理等も行っている。

E委員 : 街路消火器の管理台帳とはどのようなものなのか。

防災課 : 区では街路消火器の所在や、目標、消火器の状況について台帳を作成して管理している。

E委員 : 後程複写を配付いただきたい。これは各自治町会ごとに配付しているのか。

防災課 : 配布している。

B委員 : 街路消火器の所在を地図上に記し、各自治町会に配付するのはどうか。

防災課 : 独自に作成している自治町会もある。また、各地区の防災マップには街路消火器の所在を記している。

D委員 : 堀切地区では自治町会ごとに作成している。

E委員 : 自分の住んでいる自治町会内の管理台帳をいただきたい。設置された街路消火器はどのように点検を行っているのか。

防災課 : 年に1度は必ず、各自治町会で点検をしていただいている。

E委員 : 点検の報告は受けているのか。

防災課 : 受けている。

B委員 : 点検は業者をお願いしているのか。

防災課 : 各自治町会をお願いしている。そのため、点検にかかる費用は予算計上していない。

E委員 : 区内のスタンドパイプの配備状況はどのようにになっているのか。

防災課 : 防災活動拠点31箇所、学校避難所77か所に配備している。また、区の方

針として、火災危険度の高い地区に 26 年度からスタンドパイプの貸与を行っている。具体的には 26 年度に堀切地区、27 年度に四つ木地区に貸与した。それ以外にも新小岩地区、高砂地区、四つ木地区は東京都の「地域の底力再生事業助成」制度を活用し、独自にスタンドパイプの購入を行っている。

- 大石会長  
防災課 : 今回、スタンドパイプについての資料がないのはなぜか。  
: 今回は評価対象事務事業が「街路消火器」のため用意しなかったが、ご要望があれば用意させていただく。
- 大石会長  
防災課 : 初期消火における、スタンドパイプと街路消火器との用途の違いを理解するためにも、ご用意いただきたい。  
: スタンドパイプの他にも、初期消火の手段として、自治町会には軽可搬ポンプ等も貸与しているので、関係性がわかるように資料を用意させていただく。
- 防災課 : 地域の防災訓練の日時等については、回覧板や掲示板を通じて周知している。
- E 委員 : 知っていて参加しない人もいると思うが、知らない人も多いと思う。そのため、各自治町会と協力しながら周知を行っていく必要があるのではないか。

#### <実績情報の説明>

- 大石会長 : 活動指標の一つを「街路消火器が使用された火災率」としているが、この目標値はどのような考えに基づき設定しているのか。
- 防災課 : 当時の資料が残っていないため断定はできないが、「東京都葛飾区防災用街路消火器配置要領」を定めた昭和 56 年に目標値を設定したと考えている。当時は現在よりも火災が多く、延焼面積も多かった。当時の状況を分析し設定したのではないかと考えている。
- 大石会長 : この指標は当事業の活動指標にそぐわないと考える。
- E 委員 : 私も同様の意見である。
- 大石会長 : 街路消火器の使用率は決して高いとは言えない状況にあると思う。そのため、街路消火器の設置本数の妥当性についても評価する必要があると考える。火事が発生しても使用されていないのか、またはそれほど火事が発生していないため使用率が高くないのか、それによって、この指標の実績の意味は変わってくる。そのため使用率の要因を分析していく必要があると考える。
- 防災課 : 活動指標の「街路消火器の設置数」の目標数の積算根拠であるが、「東京都葛飾区防災用街路消火器配置要領」を定めた当初に、15 世帯に 1 本の割合で設置するという考えから、設定された側面もあるが、23 区の設置基準を見てみると、50 メートルから 100m に 1 本の割合で設置している区

が多い。これは初期消火を迅速に行えるよう、なるべく近隣に設置するべきであるとの考えに基づくものである。区内を通る道路の総延長距離は、区道が 650 km、都道が 40 km、国道が 10 km 弱であり、合計で約 700 km である。そのように考えると、9,700 本という設置目標数は他区と比べても妥当な目標数であると考えている。

- 大石会長 : 区内には消火栓ほどの程度あるのか。  
防災課 : 後程回答させていただきたい。  
B委員 : 最近では各家庭や木造アパートで火災警報器が設置されている。そのため火災の初期段階で発見できる状況にあると思う。ボヤ程度であれば、消火の手段として消火器は有効であると思うが、各家庭で火災が発生した場合、街路消火器を持って来るまで時間がかかるため、街路消火器を使用するよりも 119 番通報をした方が良いのではないかと。街路消火器はあくまで放火等の初期消火の手段として設置されているものと解釈している。そのように考えると、「街路消火器が使用された火災率」の 11% という実績は多い方ではないか。
- 防災課 : 区内の火災発生原因の内訳を見ると、放火の割合が高くなっている。  
B委員 : 地域の街路消火器の設置場所を住民が把握していることが重要なのではないかと。防災意識の高い自治町会では、把握している住民は多いと思うが、そうではない自治町会も多いのではないかと。
- D委員 : 昨年、堀切地区で火災があったが、その際には地域で迅速に初期消火を行い、延焼被害を防ぐことができた。
- 大石会長 : 街路消火器は一人でも運べる重さなのか。  
D委員 : 女性一人でも運べるほどの重量である。いざという時に備えて、地域の防災訓練では、水消火器を使った訓練を行っている。
- 大石会長 : 格納箱からはどのように取り出すのか。  
D委員 : 横に開閉する仕組みとなっている。  
B委員 : 不動産業に携わっているが、通常、集合住宅では消火器を各階の共用部分に設置しており、年に 2 回、専門の業者に点検を依頼するが、点検時に盗難されていることが判明することがある。街路消火器も盗難被害はあるのか。
- 防災課 : 盗難被害は発生している。自治町会の方が点検の際に盗難を発見し、報告があるケースが多い。  
B委員 : 年間に何件程度あるのか。  
防災課 : いたずら等も含むが、19 年度で 70 件程度、27 年度は 6 件であった。  
A委員 : 当事業の成果指標を「地域で行われた初期消火訓練の回数」としてはどうか。地域で行われた防災訓練の実績は把握しているのか。  
防災課 : 把握している。

- B委員 : 以前自治町会の役員を務めていたが、その時は防災訓練を実施しなかったと思う。自治町会によって、防災訓練の実施頻度には差があるのではないかと。
- E委員 : 私も同じ意見である。現在、区内の自治町会数はどの程度あるのか。
- 防災課 : 243 の自治町会がある。
- E委員 : 全自治町会で防災訓練は行われているのか。
- 防災課 : 昨年度は 140 自治町会から実施報告があった。
- E委員 : それ以外の自治町会は実施していないということか。
- 防災課 : 葛飾区に防災訓練の計画書の提出がなされていなくても、自治町会が消防署と連携して防災訓練を実施しているケースもある。2 か月に 1 回の頻度で実施している自治町会もあれば、何年かに 1 回という頻度で実施している自治町会もある。
- E委員 : 活動頻度が低い自治町会については働きかけを行っていくことが重要であると考えます。
- 大石会長 : 地域で迅速な初期消火を行えるようにするために、街路消火器の普及啓発を行っていくことも当事業の目的の一つではないかと考える。
- B委員 : 街路消火器の維持管理についてのみを評価対象とすべきなのか。それとも、活用状況、活用策についても評価対象とすべきか。
- 大石会長 : 事業目的に鑑みると、当事業の評価は活用状況、活用策も含めて行うべきである。初期消火の手段としては、他にもスタンドパイプや軽可搬ポンプ等があると説明を受けた。初期消火の手段は複数あるが、当事業の答申はあくまで街路消火器のあり方や、有効な活用策等に照準を絞って行う必要がある。
- 防災課 : 当事業の成果指標や、活動指標は主に充足率等、街路消火器の設置数に主眼を置いたものとなっているが、実際には訓練を通じて街路消火器について知っていただき、火災の際には地域で有効に活用されることが究極な目標であると考えているため、街路消火器の活用状況、活用策を評価対象としていただくことは良いことであると考えます。

#### <コスト欄の説明>

- 大石会長 : 27 年度の消耗品費は 1,751 万 5 千円を計上しているが、この内訳はどのようなになっているのか。
- 防災課 : 経年劣化による街路消火器の取替え及び、格納箱の購入費用である。昨年度の実績でいえば、交換する元の消火器にリサイクルシールを貼付している街路消火器の単価は 9,849 円で 75 本を購入した。貼付していないものは 10,760 円で、1,044 本を購入した。格納箱の単価は 13,229 円で、413 箱を購入した。その他、軽微な修繕に伴う消耗品費が計上されている。

大石会長 : 26年度に比べて、27年度の直接事業費は下がっているが、理由はなにか。  
防災課 : 取替え本数実績の差によるものである。  
B委員 : 主に9年の耐用年数を経過したことに伴う取替えか。  
防災課 : そのとおりである。  
大石会長 : 設置されている街路消火器のうち、リサイクルシールがあるものとないものが混在している理由はなにか。  
防災課 : リサイクルシールの貼付が義務づけられてから、9年が経過していないためである。そのため、リサイクルシールが貼付されていない街路消火器も未だにある。耐用年数が経過したものについては、リサイクルシールが貼付された街路消火器に取替えを行っていくことになる。  
E委員 : リサイクルシールが貼付されていない街路消火器の単価の方が高い理由はなにか。  
防災課 : 先ほどお示した単価は取替えに伴う購入単価であるため、処分費用も含めての単価である。  
E委員 : 処分費用は「消火器・格納庫撤去処分委託」の中に含まれているのではないか。  
防災課 : 消耗品費に計上されているのは経年劣化による消火器の取替えに伴う経費である。そのため、先ほどお示した単価には購入分の他に処分費も含んでいる。コスト内訳欄にある、「消火器・格納庫撤去処分委託」は取替え以外で街路消火器を廃棄する際の処分費用を計上している。  
E委員 : リサイクルシールを貼付していない街路消火器の取替え単価が、貼付してあるものに比べて高いのは、処分費用が高いためか。  
防災課 : そのとおりである。  
E委員 : リサイクルシールを貼付している街路消火器の取替え単価、9,849円の購入費と処分費の内訳はどのようなになっているのか。  
防災課 : 後程回答させていただく。  
E委員 : インターネットで調べたが、目黒区では区民向けに消火器の購入・処分の斡旋を行っているが、街路消火器の販売額は6,200円であった。また、処分費用は1,500円であった。そのように考えると、本区の契約単価は高すぎるのではないか。  
B委員 : 消火器の容量にもよるのではないか。  
E委員 : 街路消火器の容量はどの程度あるのか。  
防災課 : 容量は3リットルである。  
E委員 : 粉末型と液体型の街路消火器があるのか。  
防災課 : そのとおりである。  
E委員 : 粉末型と液体型の消火器の大きさは同じか。

防災課 : 粉末型と液体型の消火器の大きさは、ほぼ同じである。  
E委員 : その容量であれば、目黒区が購入の斡旋をしている額に比べ単価が高い。単価は競争入札によって決定されるのか。  
防災課 : そのとおりである。  
E委員 : 他区の状況を勘案すると、一本あたりの単価を抑える余地はあると考える。

### <今後の方向性の説明>

大石会長 : 現状として、区や地域の防災担当者が変わった場合、管理をうまく引き継いでいない状況にあるのか。  
防災課 : 区は、街路消火器が撤去された場合には、設置本数を維持するためにも、自治町会に代替の設置場所を探していただくなどの対応をお願いしたいと考えているが、その意図が十分に伝えられていない現状にあると考えている。  
大石会長 : 消防署と連携の上で、啓発活動に取り組んでいくとあるが、何か具体策はあるのか。  
防災課 : 防災訓練の中で街路消火器の役割や設置状況、使用方法等について、より一層の普及啓発を行っていく必要があると考えている。また、実施頻度が低い自治町会については消防と連携して啓発活動を行っていききたい。  
C委員 : 街路消火器の設置にあたって、消防署と連携はしているのか。  
防災課 : 基本的には設置場所は各自治町会に一任している。  
C委員 : 消防署では、区内の火災危険度の高い箇所を把握していると思うので、設置にあたって連携していくことが有効であると考えている。  
防災課 : 当事業は主に消防署での勤務経験がある、専門非常勤職員が担当している。設置にあたって自治町会から相談を受けた場合には、消防車が進入できない場所に配置することが望ましいなど、防災の専門的視点からアドバイスを行っている。  
C委員 : 区民の立場としては、15世帯に1本のような配置基準に則って設置することよりも、実際に火災危険度が高い場所に街路消火器を設置してほしいという思いがある。実際に、必ずしも必要性が高くない場所に設置されている街路消火器も少なからずあると思う。一旦設置されると、土地所有者が反対しない限りは設置されることになると思うので、設置する段階で必要性の高い場所を精査した上で、効率的に設置を行っていくべきである。  
防災課 : 火災危険度の高い地域では、街路消火器の設置要望も多い。また、実際の設置本数も多い。区としては防災意識の高い地域について、特に力を入れて支援を行っていききたいと考えている。これまでも、特に火災危険度の高い地

域は、消防とも連携して、防災の啓発活動を行ってきた。このような地域の街路消火器の設置本数が多い現状にあることは、啓発活動を行ってきた成果の一つであると考えている。

E 委員 : 粉末型と液体型の2種類の消火器があるとのことであるが、どちらを設置するかの基準はあるのか。

防災課 : 現在の設置されている消火器の大半は液体型の消火器である。粉末型と液体型の街路消火器にはそれぞれ一長一短がある。粉末型は短時間で消火できる一方で、粉であるため、噴射すると拡散してしまう。一方、液体型は放射距離が長いことや、てんぷら油に起因する火災の際に消火の効果が高いなどのメリットがある。しかし、金額的には粉末型より高い。現在では使い勝手の良さから、液体型消火器を主に設置している。

防災課 : 別紙9にあるとおり、粉末型と液体型消火器の違いについては、広報紙でも掲載している。

防災課 : 粉末型も液体型も使用方法は同じである。

E 委員 : 近所に設置されている街路消火器の格納箱はプラスチック製であった。劣化が激しく、修繕されていないものも散見された。

各自治町会は防災訓練の中で、初期消火訓練も実施しているのか。

防災課 : そのような自治町会もあるが、中には、防災訓練の中で、初期消火訓練のみを実施している自治町会もある。

E 委員 : 初期消火訓練は単独で実施する方が効果的なのか。

防災課 : 1回の防災訓練で、様々なメニューを行うと半日程度要してしまうが、初期消火訓練のみであれば、30分程度で実施できるため、短時間で効果的に行えるという側面がある。

B 委員 : 周知の方法として、街路消火器の案内板等を設置するのはどうか。例えば自治町会の掲示板に消火器の場所を示すなど考えられる。そのようにすることで、地域住民の認知度の向上につながるのではないか。住民の多くは自分の住む地域のどこに街路消火器が設置されているかを知らないと思う。

E 委員 : 難しい面として、案内表示した街路消火器が撤去されてしまう場合もありうることである。また、案内板等の設置は、自治町会が担うことになる。自治町会の過度の負担とならないよう、実施にあたっては区がフォローすることが望ましいと考える。

E 委員 : 街路消火器の設置にあたっては、配置基準に則り、一定間隔に設置を行うことも重要であるが、一方で火災危険度が高い場所など、設置の必要性が高い箇所に消防等と連携しながら適切に設置をしていくことも重要である。また、地域によっては、配置箇所に偏りがある地域も存在すると思う。そのため、適正な配置の方法を検討していくことも必要である。



- B委員 : 街路消火器の設置場所を記したマップがあると良いと考える。また、消火器を常備している世帯は少ないと思う。区で、消火器を購入した世帯に対して補助金を支給すること等は考えていないのか。常備する家庭が増えることで、地域でより迅速な初期消火を行えるようになるという側面もあるのではないか。
- 防災課 : 方法の一つとしては有効であると考えてる。

### **3 その他**

### **4 閉会**